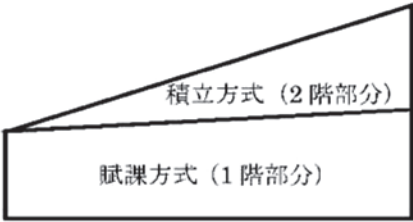


国名	中国
公的年金の体系	 <p>※都市部就業者の年金制度を図示（以下同様）。 ※都市部非就業者，農村部住民については任意加入の別途の制度あり（本文8.参照）</p>
被保険者 （◎強制△任意×非加入）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部の被用者◎ ・都市部の自営業者◎
保険料率（2020年）	<p>企業 賃金×16% （全て1階部分（社会プール）へ拠出）</p> <p>従業員 賃金×8% （全て2階部分（個人勘定）へ拠出）</p> <p>※賃金には諸手当も含む。また保険料計算の基礎となる賃金の上限は，地域の平均賃金の300%</p>
支給開始年齢	<p>男子：60歳 専門職女子：55歳，その他女子：50歳 危険業務従事者（鉱山従事者等）：男子55歳，女子：45歳</p> <p>※支給開始年齢は，1階・2階で同じ ※いずれの場合も，15年以上の加入期間が必要</p>
基本給付額	給付水準は1階・2階あわせて，前年の平均賃金の4割程度
給付の構造	<p>1階部分 $\left[\frac{\text{退職時における地域の前年の平均賃金} + \text{加入期間の平均賃金}}{2} \right] \times \text{加入期間} \times 1\%$</p> <p>2階部分</p> <p>① 加入期間が15年以上の場合 $\left[\frac{\text{個人勘定残高の元利合計}}{\text{支給開始年齢に基づいて定められた値(年金現価率に相当)}} \right]$</p> <p>② 加入期間が15年未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則的には加入要件（15年間）を満たすまで継続拠出 ・地域によっては，一時金払いの選択も可能
所得再分配	1階部分は定額給付を含むため所得再分配機能がある。
公的年金の財政方式	<p>1階部分：給付建て，賦課方式，保険料（企業負担）</p> <p>2階部分：拠出建て，積立方式，保険料（従業員負担）</p>
国庫負担	運営管理費用，年金保険基金について補填。加えて，人口構造の変化によって基本年金基金の財政収支が赤字になった場合は赤字部分を別途積み立てた全国社会保障基金によって補填する措置がある。
年金制度における最低保障	なし
無年金者への措置	都市部に関しては，最低生活保障制度（生活保護），失業給付で対応
公的年金と私的年金	<p>公的年金の上乗せの制度として，任意の私的（企業・個人）年金がある。</p> <p>拠出建ての企業年金（Enterprise Annuity：EA）は2004年に創設された。少子高齢化の進展、老後に向けた資産形成の促進によって2018年2月に制度を改定。「企業年金弁法」が施行されている。個人年金については2018年から個人所得税の課税繰り延べ措置が実施されている。</p>
国民への個人年金情報の提供	なし

（片山ゆき・ニッセイ基礎研究所保険研究部准主任研究員）